平成２１年（フ）第２０９号
兵庫県伊丹市森本５丁目103番地１、前住所兵庫県伊丹市口酒井２丁目８番36―１号
債務者　萩原　耕一
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２１２号
兵庫県川西市東畦野６丁目14番１―203号
債務者　田野　藍子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２３３号
兵庫県川西市鼓が滝２丁目３番２号　Ｂ―102
債務者　野田　國義
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２３９号
兵庫県伊丹市春日丘２丁目113番地
債務者　脇山　眞子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４９号
兵庫県たつの市新宮町香山444の３、住民票上の住所兵庫県たつの市新宮町香山548番地３
債務者　沼田　　繁
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第７４号
兵庫県豊岡市出石町寺町676番地の３
債務者　仲西　政人
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第８４号
兵庫県朝来市山東町楽音寺33番地１　市営住宅宮ノ下第二団地406号
債務者　谷口　智也
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第８５号
兵庫県朝来市和田山町枚田岡729番地１
債務者　岡田　邦春
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
鳥取県境港市京町88番地
債務者　松本　美幸
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１１９号
山口市朝倉町７番57号
債務者　中西　　哲
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
山口市若宮町１番76号　鹿島アパートＡ―２
債務者　武　　優子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
山口県防府市大字牟礼1010番地　市住42棟5651号
債務者　横川　　智
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
山口県防府市車塚町９番３―706号　ロイヤルマンション車塚
債務者　西川　一枝
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
山口県防府市大字田島1434番地の２　住宅協会アパート16号
債務者　山本日出男
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
山口県防府市大字田島1434番地の２　住宅協会アパート16号
債務者　山本由美子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
山口県防府市三田尻本町１番18号
債務者　益成モモヨ
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
山口県防府市高倉１丁目１番22―811号　ビーバードルチェ防府
債務者　小松　淳子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４号
山口市宮野下3061番地３
債務者　後藤　松文
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係